

2025 年 11 月 17 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ギ ミ ッ ク
代表者名 代表取締役社長 横 嶋 大 輔
兼 社長執行役員 CEO
(コード番号：475A、東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 執行役員 CFO CLO 坂 本 俊 孝
エグゼクティブマネジャー
(TEL. 03-6277-5939)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2025 年 11 月 17 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所スタンダード市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 1,000,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定 (2025 年 12 月 3 日の取締役会で決定する。)
- (3) 払 込 期 日 2025 年 12 月 18 日 (木曜日)
- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2025 年 12 月 10 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 募 集 方 法 発行価格での一般募集とし、野村證券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (6) 発 行 価 格 未定 (募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2025 年 12 月 10 日に決定する。)
- (7) 申 込 期 間 2025 年 12 月 11 日 (木曜日) から
2025 年 12 月 16 日 (火曜日) まで
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 株 式 受 渡 期 日 2025 年 12 月 19 日 (金曜日)
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,168,200 株
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都目黒区
横嶋 大輔 988,200 株
東京都目黒区
横嶋 洋子 180,000 株
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村證券株式会社、みずほ証券株式会社、株式会社SBI証券、楽天証券株式会社、マネックス証券株式会社及び松井証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 325,200 株（上限）
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目13番1号
野村證券株式会社 325,200 株（上限）
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 325,200 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記1.における払込金額と同一とする。）
- (3) 申 込 期 日 2026年1月19日（月曜日）
- (4) 払 込 期 日 2026年1月20日（火曜日）
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2025年12月10日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割 当 方 法 割当価格で野村證券株式会社に割当てる。なお、割当価格が

募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。

- (7) 割 当 価 格 未定（上記1.における引受価額と同一とする。）
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記3.に記載のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

5. 親引けの件

上記2.の引受人の買取引受による株式売出しに当たり、当社は、野村證券株式会社に対し、引受株式数のうち、140百万円に相当する株式数を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数 普通株式 1,000,000 株

② 売出株式数 普通株式 引受人の買取引受による売出し 1,168,200 株
オーバーアロットメントによる売出し 325,200 株

(※)

(2) 需要の申告期間 2025年12月4日（木曜日）から
2025年12月9日（火曜日）まで

(3) 価格決定日 2025年12月10日（水曜日）
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 2025年12月11日（木曜日）から
2025年12月16日（火曜日）まで

(5) 払込期日 2025年12月18日（木曜日）

(6) 株式受渡期日 2025年12月19日（金曜日）

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、野村證券株式会社が当社株主である横嶋 大輔（以下、「貸株人」という。）から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2025年11月17日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式325,200株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

また、野村證券株式会社は、2025年12月19日から2026年1月15日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限（上限株式数）とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

野村證券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	3,910,000株	
公募による増加株式数	1,000,000株	
第三者割当増資による増加株式数	325,200株	(最大)
増加後の発行済株式総数	5,235,200株	(最大)

3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 1,047 百万円(*)は、第三者割当増資による募集株式発行における手取概算額上限 344 百万円(*)と合わせて、①採用・人件費、②広告宣伝・マーケティング費、③研究開発費、④借入金の返済に充当する予定であり、資金使途の詳細は以下の通りであります。

① 採用・人件費

当事業を成長させ医療機関へのサポート領域を拡大させていくことが、日本の医療課題への貢献につながると考えており、この推進を担う優秀な人材の確保に係る採用関連費用(人材紹介手数料、人件費など)として、2026年3月期に26百万円、2027年3月期に374百万円、2028年3月期に527百万円を充当する予定であります。

② 広告宣伝・マーケティング費

医療機関取引数とエリアの拡大、またはユーザー数の拡大を推進するために、当事業の広告宣伝またはマーケティング費用として、2027年3月期に60百万円、2028年3月期に211百万円を充当する予定であります。

③ 研究開発費

当事業のサービスラインナップの拡充、シードフェーズのサービス強化を行うことが、医療機関へのサポート領域を拡充できると考えており、そのためのサービス開発費用を予定しております。また当社社内業務効率化により生産性を高める施策として業務 AI の開発を行っており、当該費用として2027年3月期に29百万円、2028年3月期に49百万円を充当する予定であります。

④ 借入金の返済

財務基盤強化を目的として、借入金の返済を行う予定です。2026年3月期に23百万円、2027年3月期に61百万円、2028年3月期に31百万円を充当する予定であります。

なお、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

*有価証券届出書提出時における想定発行価格 1,150 円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つと認識し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を行うことを基本方針としておりますが、当面の間は内部留保の充実を図ると共に、事業拡大の投資資金として利益を有効に活用していく方針であります。

(2) 内部留保資金の使途

当社は現在成長過程にあると認識しており、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、システム等の設備投資、人材の確保や育成など事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

当社は、現時点では成長投資を優先して内部留保の充実を図る方針を維持しつつも、財務基盤の安定化と収益の持続的拡大を見極めたうえで、将来的には株主への利益還元を段階的に拡充していく考えであります。具体的には、一定の利益水準が確保された段階で期末配当の実施を検討し、将来的には配当性向を目安とした安定的な配当政策を構築します。また、資本効率の向上と株主価値の増大を目的として、自己株式の取得も状況に応じて検討し、これらの施策を通じて株主に対する利益配分の拡充を図ってまいります。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失(△)	△2,346.14 円	22.30 円	49.19 円
1 株 当 たり 配 当 額 (1 株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)
実 績 配 当 性 向	－%	－%	－%
自 己 資 本 当 期 純 利 益 率	－%	20.6%	31.2%
純 資 産 配 当 率	－%	－%	－%

(注) 1. 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 1 株当たり配当額(1 株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していませんので、記載していません。

3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であります。

4. 当社は、2025 年 8 月 8 日付で株式 1 株につき 100 株の株式分割を行っておりますが、2024 年 3 月期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失(△)を算定しております。

5. 上記 4. の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成 24 年 8 月 21 日付東証上審第 133 号)に基づき、2023 年 3 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の 1 株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2023 年 3 月期の数値(1 株当たり配当額については全ての数値)については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期
1 株当たり当期純利益 又は 1 株当たり当期純 損 失 (△)	△23.46 円	22.30 円	49.19 円
1 株 当 たり 配 当 額 (1 株当たり中間配当 額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)

5. ロックアップについて

上記 1. の公募による募集株式発行並びに上記 2. の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、売出人かつ貸株人である横嶋大輔、売出人である横嶋洋子、当社株主である株式会社 Y-Blood、ギミック従業員持株会、株式会社エイチ・アイ・エス、牧綾子、松永恵倫及び松永寛暁並びに当社新株予約権者である 8 名は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後 180 日目の 2026 年 6 月 16 日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、上記 2. の引受人の買取引受による株式売出し及び上記 3. のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社株主である増山太郎及び Malcolm F. MacLean IV は、野村證券株式会社に

対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、元引受契約締結日に保有する当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

当社株主であるみずほ成長支援第4号投資事業有限責任組合は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2026年3月18日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中は野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、上記1.の公募による募集株式発行、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及び上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しに関連し、2025年11月17日開催の当社取締役会において決議された野村證券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予約権の割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

（注）「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上